

緊急通報システム利用承諾書

年 月 日

猪名川町長 様

利用者 住 所

氏 名

緊急通報システムを利用するにあたり、以下の事項を承諾します。

- 1 申請書及び承諾書に記載された個人情報、緊急通報システムの受託業者、猪名川町消防本部及び救急指令センターが共有することを了承します。
- 2 緊急時に近隣協力員、関係機関職員等が住居内への立入ることを承諾します。またその際、合鍵を預けていても住居を破損し立ち入ることがあり、住居の一部に破損が生じても、修復等についての責任を一切問いません。
- 3 緊急通報装置及びその他機器を設置する際、住宅にビス穴等、壁に穴が開くことを了承します。なお、撤去時の原状回復について、町及び受託業者へ責めを一切請求しません。
- 4 緊急通報装置（ペンダント含む）及びその他の貸与機器について、破損や紛失した場合は、その弁済費用を支払います。
- 5 NTTアナログ回線以外の場合、停電時等に緊急・相談ボタンが起動しないこと、定時通報等が正常に通報されないこと、機器の手動動作確認を行う必要があること、接続スピードが落ちることなどの不具合が発生することを了承し、これらの障害等が生じた場合、猪名川町及び緊急通報システム受託業者に対して一切責任を問いません。
- 6 携帯型緊急通報装置を利用する場合は、次の(1)～(3)の事項に同意します。
 - (1) 携帯型装置の使用方法（充電・受発信方法）を理解し、利用すること。
 - (2) 設置時に通報テストを行い、自宅敷地内の利用できる場所のみで利用すること。
 - (3) 通信会社の通信障害等で利用できない場合があること。
- 7 登録内容（住所・電話番号・かかりつけ医療機関・近隣協力員・緊急連絡先等）に変更がある場合、施設等へ入所又は入院した場合、家族と同居することになった等、対象要件に該当しなくなった場合、この装置を必要としなくなった場合は速やかに届出します。
- 8 本システムへの登録について、記載の近隣協力員等の承諾を得ていることを確約します。
- 9 緊急事態発生時は、緊急連絡先の親族等に連絡して下さい。